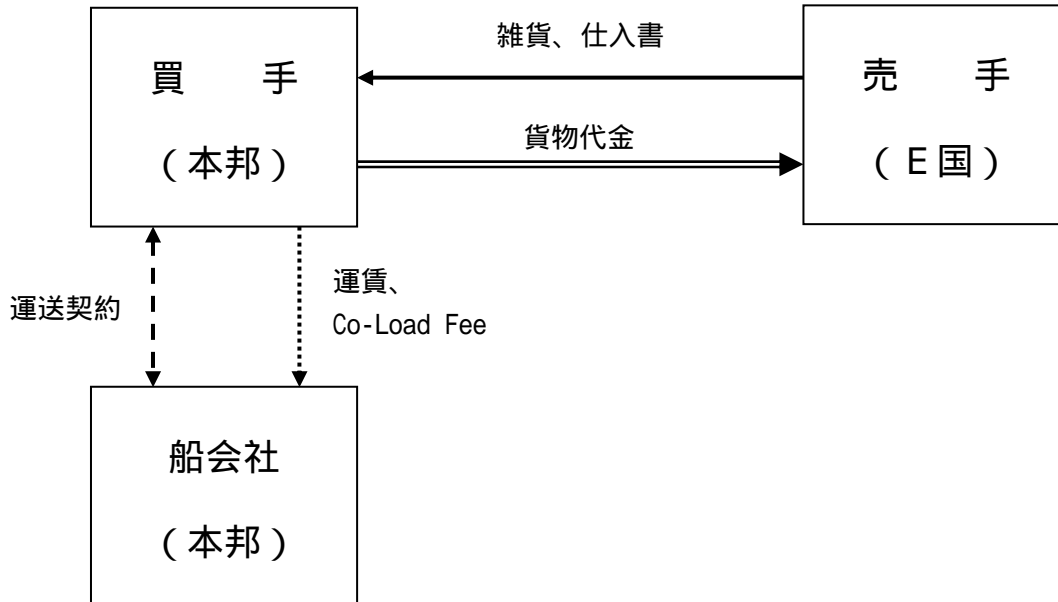


37. 買手が船会社に支払う Co-Load Fee（共同積荷手数料）



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から雑貨を購入（輸入）するために、船会社と運送契約を締結し、輸入貨物の運賃と Co-Load Fee（共同積荷手数料）を支払っています。

Co-Load Fee は、輸出港において船舶の船倉又はコンテナが埋まらない場合、他の荷主の貨物を船積み又はコンテナ詰めするために船会社から請求される費用です。

また、運送取扱人等が単独でコンテナを仕立てることができない場合、他の運送取扱人等のサービスを利用して出荷するために発生する費用です。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、買手が船会社に支払う Co-Load Fee は、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が船会社に支払った Co-Load Fee は、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する積卸しその他の役務の対価として支払われる費用をいいます。

本件事例において、Co-Load Fee とは、輸出港における船舶又はコンテナへの積込み等に関連して発生する費用として、貴社が船会社に支払う費用です。

したがって、本件 Co-Load Fee は、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する

積込み等の役務の対価となり、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用として、現実支払価格に加算する必要があります。

また、Co-Load Fee は、本邦において発行される書類の作成のための費用等を指す場合もありますが、この場合は輸入港到着後の費用であることから現実支払価格に加算する必要はありません。

【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項第 1 号

関税定率法基本通達 4 - 8(5)、(7)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)